



美里町は町内での正社員雇用の拡大に取り組んでいます。

美里町 中小企業リテンション 支援補助金のご案内

※人材の確保

新規学卒者の方に朗報!

町内企業に就職+
町内に在住で

補助金が
もらえる!



交付条件を満たすと
補助金 交付額



3万円 / 18万円
一人あたり 最大で!

(基礎額3万円+加算額15万円)

中小企業等の
皆様の
メリット

- ✓ 安定的な雇用の確保
- ✓ 人材の定着化
- ✓ 人材育成・技術継承

新規学卒者の
皆様の
メリット

入社にあたり
かかる費用の
経済的軽減



対象期間

前年度の10月から当該年度の9月まで

新規学卒者を雇用した日によって
申請年度が変わります。

申請期限

- 令和5年10月～令和6年3月まで → 対象外
- 令和6年4月～9月まで → 令和6年度申請
- 令和6年10月～令和7年9月まで → 令和7年度申請
- 令和7年10月～令和8年9月まで → 令和8年度申請
- 令和8年10月～令和9年9月まで → 令和9年度申請

12月28日まで ※28日が休日の場合は繰り上げる。

※「正社員」の定義：中小企業等に直接雇用されており、雇用期間の定めがなく、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の被保険者であること。

※「新規学卒者」の定義：学校教育法に規定する中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学または大学院を卒業してから3年以内の者。

※予算には限りがあり、年度の途中でも事業が終了する場合がございます。 ※交付は一人あたり1回限りです。 ※画像・イラストはイメージです。

美里町中小企業リテンション支援補助金に関するお問合せ先

美里町産業振興課 商工振興係 TEL:0229-25-3329

E-mail:kanko@town.misato.miyagi.jp

さらに詳しい内容は右記二次元コードでご確認ください





補助金交付 簡易チェックリスト



(1) 中小企業等の皆様 交付対象者に該当するか、ご確認ください。

チェック欄

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 町内に事業所または本社を有する法人であること。 | ☐ |
| ② 要綱内で定める日本標準産業分類の事業を営んでいること。(詳細は表面二次元コードからご確認ください) | ☐ |
| ③ 次のいずれにも該当していないこと。→ ②の事業を営む官公署、非営利法人・団体等、政治及び宗教上の法人等 | ☐ |
| ④ 風営法に規定する事業を営んでいないこと。 | ☐ |
| ⑤ 労働基準法第15条に規定する書面を交付していること。 | ☐ |

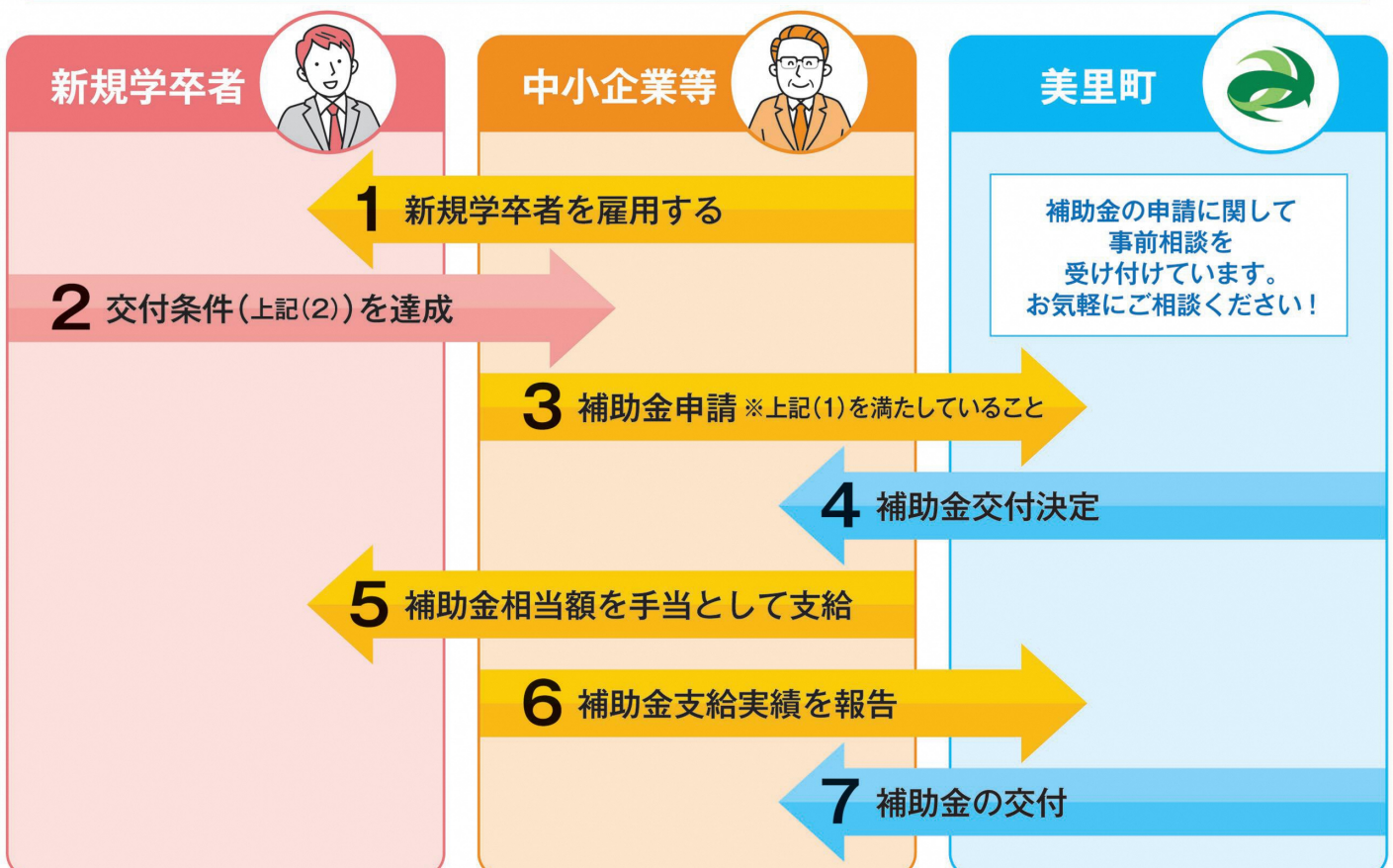
(2) 新規学卒者の皆様 交付条件を満たしているか、ご確認ください。

基礎額の交付条件	チェック欄	加算額の交付条件	チェック欄
① 本要綱で定める 新規学卒者 であること。	☐	① 基礎額の交付条件 をすべて満たしていること。	☐
② 対象期間(前年度の10月から当該年度の9月まで)に 正社員 として雇用されていること。	☐	② 雇用が 決定した日以降に町内に転入 していること。	☐
③ 3ヶ月以上 継続して雇用されていること。	☐	③ ②により 転入してから3ヶ月以上経過 していること。	☐
④ 新規学卒者の住所が申請日において 美里町内に住所を有し 、引き続き町内に住所を有する意思があること。	☐		

※交付条件を満たし、かつ、補助金額と同額を新規学卒者に対し手当として支給する場合に交付します。



補助金交付までの流れ



※予算には限りがあり、年度の途中でも事業が終了する場合がございます。 ※画像・イラストはイメージです。